

鈴鹿の魅力発信コンテンツ制作業務等委託仕様書

1 業務名

鈴鹿の魅力発信コンテンツ制作業務等委託

2 業務の目的

本業務は、鈴鹿市（以下「本市」という。）が世界最高峰の自動車レース「F1」が開催されるまちとして、世界的にも高い知名度を誇る一方で、まだ広く知られていない本市の魅力を探掘り又は掘り起こすテレビ番組（以下「コンテンツ」という。）を制作し、効果的に発信することにより、本市の認知度及び都市イメージの向上を図るとともに、国内外を含めた交流人口及び関係人口の創出につなげることを目的とする。また、インナープロモーションとして、市民の本市への愛着及び誇りを醸成する。

3 履行期間

本業務に係る契約（以下「本契約」という。）の締結日から令和9年3月25日（木）まで

4 履行場所

鈴鹿市内及び受託者の所在地等

5 業務の概要及び内容

受注者は、コンテンツを制作し、テレビ放送（地上波放送、衛星放送、有線放送のいずれも可）を通じてこれを発信する。

また、受注者は、企画立案、調査、キャスティング、ロケーション、撮影、編集などコンテンツの制作及び放送に必要な全ての作業を行う。

（1）コンテンツの制作

- ① コンテンツの概要は、別表による。
- ② コンテンツは、長さ（尺）は合計で30分程度とする。令和9年3月25日までに1回以上放送を行う。
- ③ 受注者は、コンテンツのSNS用ダイジェスト動画（10～15秒程度）及び広報用静止画素材を制作する。
- ④ コンテンツの制作に係る第三者への取材・撮影の協力依頼及び連絡調整については、原則、受注者が行う。本市は、受注者による本業務の履行に協力する。
- ⑤ 受注者は、コンテンツの制作に当たっては、本市、取材先等と適宜必要な打合せを行い、十分な情報収集を行う。

(2) コンテンツの放送等

- ① コンテンツの放送地域は、東海圏を含む地域とする。
- ② コンテンツの形式は問わず、特別番組及び既存番組のいずれであっても差し支えない。
- ③ コンテンツの放送までに、本市による内容確認の機会を1回以上設けること。
- ④ 受注者は、メディア露出の効果を客観的に評価するとともに、可能な範囲で視聴者の性別、年代等について分析を行う。

(3) 業務履行に関する協議等

- ① 本契約の締結後直ちに、本市と本業務に係るスケジュールについて打合せを実施するとともに、本業務の履行体制を書面（電子データを含む。以下同じ。）により本市に報告する。
- ② コンテンツの構成や放送時期は、本市と協議して決定すること。また、協議内容及び協議結果を書面により本市に記録を提出する。
- ③ 本市は、受注者に対し、必要に応じて本業務の状況について報告を求めることができる。

(4) 成果品の納品

成果品の納品は、書面及び映像データを格納した電子媒体で行うこと。

ア 成果品

- ① 制作したコンテンツを記録したデータ
ファイル形式は、DVD-video 形式及びMP4 形式とする。
- ② SNS 用ダイジェスト動画及び広報用静止画素材データ
ファイル形式及びファイルサイズは、YouTube、Instagram、Facebook 等のSNS で再生及び表示が可能なものとする。
- ③ 放送結果報告書（分析及び考察を含む。）

イ 成果品の納品場所

鈴鹿市政策経営部総合政策課

5 業務実施体制

- (1) 受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する責任者及び主任担当者を配置する。また、コンテンツを制作する上で、画像、映像、音声、編集等の専門的な知識と技能を有したものを配置すること
- (2) 責任者は、本業務の履行を統括し、その全般にわたり指揮監督及び工程管理の責を負う。
- (3) 受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、実施前及び実施中に本市と十分協議を行う。

6 提出書類

受注者は、本契約の締結後、速やかに以下の書類を本市に提出する。

- (1) 業務内容、スケジュール、業務体制等を示した実施計画書（任意様式）
- (2) その他本市が必要と認める書類

7 資料の貸与

本市は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与する。受注者は、貸与を受けた資料を善良なる管理者の注意をもって管理し、業務完了後速やかにこれを返却する。

8 権利関係

- (1) 納品された成果品に係る所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び利用権は、全て本市に帰属する。
- (2) 受注者は、本市及び本市の指定する第三者に対し、成果品に係る著作権人格権を行使しない。
- (3) 受注者は、本業務の履行に当たり、第三者の所有権、著作権、肖像権、商標権その他の権利を侵害してはならない。万一、第三者との間で権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者の費用及び責任において解決するものとし、本市に一切の損害を及ぼさない。
- (4) 受注者は、本業務に関する事故が生じたときは、直ちに本市に報告し、受注者の費用及び責任において対応し、その結果を本市に報告する。
- (5) 受注者は、本業務に関し、受注者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
- (6) 受注者は、成果品（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写し、又は譲渡してはならない。ただし、本市の了承を得た場合はこの限りでない。

9 秘密の保持

受注者は、「(別記) 個人情報取扱特記事項 (委託)」に基づき、個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。本契約の終了後も同様とする。また、従事者に対して十分な研修等を実施し、不法な行為が行われないよう措置する。

10 業務の再委託

受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、この限りでない。

1 1 費用負担

本業務の履行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受注者の負担とする。

1 2 その他事項

- (1) 本業務に係る一切の経費は、全て当初の契約金額に含む。
- (2) 本業務の履行に必要な資機材は、受注者が用意する。
- (3) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更の必要が生じた場合は、本市と受注者が協議し、対応する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受注者が協議して定める。
- (5) 本業務は、令和8年6月定例議会における本業務に係る補正予算の成立をもって同年7月上旬（予定）に契約を締結するものであるため、当該補正予算が成立しない場合には契約を締結しない。

以上

<p>コンセプト例</p>	<p style="text-align: center;">だけじゃない、鈴鹿。</p> <p>一般的に、鈴鹿といえば…「鈴鹿サーキット、F1、モータースポーツ!」。 鈴鹿の名は、世界最高峰の自動車レース「F1」が開催されるまちとして、世界的にも高い知名度を誇る。一方、本市の具体的な魅力や特性について、地域外からの認知度は十分とはいえず、周知の必要がある。</p> <p>「モータースポーツのまち鈴鹿」から連想されるような“スピード感”“音”“グローバル”“最先端”“精緻な技術・テクニク”“人”…などのイメージから、スピノフ／つながる／対比して見えてくる、みんなの知らない鈴鹿の別の顔を深掘りし、及び掘り起こす。</p> <p>そこから、「鈴鹿で過ごす／鈴鹿で働く／鈴鹿で暮らす」ことへの興味が深まる、好奇心を刺激するような鈴鹿の魅力を伝える。</p>
<p>ターゲット</p>	<p>(メインターゲット)特に、20代～40代の若者層</p>
<p>内容の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ “映えスポット紹介”、“グルメ紹介”、“企業PR”等の単なる紹介に終始せず、ストーリー性のある内容とする。 ➢ 取り上げるテーマに詳しい人、マニア等を案内人としたり、ドキュメンタリーのように特定の人やモノを追ってみたりするなど、好奇心及び共感を得やすいような動画(番組)構成とする。
<p>テーマ例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モノづくり(先端技術、グローバルニッチトップ／伝統工芸／ など) ・歴史、文化財(大黒屋光太夫／伊勢街道／都市形成の歴史 など) ・文化(多文化共生、スポーツ、食、祭り、方言 など) ・レジャー(山登り、釣り など) ・地理(公共交通、道路 など) ほか <p>取り扱うテーマは複数でも構わないが、一定のファン又はマニアの興味が掻き立てられるようなテーマが望ましい。</p>

※コンセプト及びテーマは例示であり、本業務の目的を踏まえた内容であれば、新たな提案も可とする。